

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中道武美の上告趣意のうち、死刑に関して憲法九条、一三条、三一条、三六条違反をいう点は、死刑が所論憲法の各規定に違反しないことは、当裁判所の判例（最高裁昭和二二年（れ）第一一九号同二三年三月一二日大法廷判決・刑集二巻三号一九一頁、最高裁昭和二四年新（れ）第三三五号同二六年四月一八日大法廷判決・刑集五巻五号九二三頁）とするところであるから、所論は理由がなく、その余は、事実誤認、量刑不当の主張であって、いずれも適法な上告理由に当たらない。

また、記録を精査しても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない（本件は、建造物侵入罪による服役を終えて出所したばかりの被告人が、他人の住居に押し入って金員を奪い、家人を殺害して逃げるという強盗殺人の犯行を企て、これに使用する目的で刺身包丁を購入するなどした上、右出所の三日後である昭和六〇年十一月二九日の白昼、姫路市内の民家に押し入り、主婦A（当時三〇歳）から現金約四万二五〇〇円を強取し、さらに、右刺身包丁で、同女の長男B（当時三歳）の胸部、腹部、背部を多数回突き刺し、左側頸部を引き切って同児を殺害し、引き続き、手足を縛り付けるなどしたAの胸部、腹部等を多数回突き刺し、前頸部を引き切って同女を殺害し、さらに、再び右同様の強盗殺人を犯す目的で、果物ナイフを購入するなどした上、同年一二月三日の白昼、神戸市内のアパートに押し入り、右果物ナイフで、主婦C（当時三四歳）の胸部、背部を多数回突き刺し、右頸部を引き切って同女を殺害したが、金員を発見できず、金員強取の目的を遂げなかったという事案である。いずれも罪質は極めて悪質で、動機に酌量の余地はなく、あらかじめ凶器を準備携行するなど計画的犯行であって、犯行態様は極めて執ようかつ残虐であり、結果は重大である。以上の諸事情に加え、遺族の被害感情、社会に与

えた影響、前科関係等に照らすと、被告人が自首していること、被告人の生育歴、犯行時の年齢、被告人が現在は反省していることなど、被告人のためにしんしゃくすべき事情を十分考慮しても、被告人の罪責は誠に重く、原判決が維持した第一審判決の死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。)。

よって、同法四一四条、三九六条により、主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官大野正男の補足意見があるほか、裁判官全員一致の意見によるものである。

裁判官大野正男の補足意見は、最高裁昭和六二年（あ）第五六二号平成五年九月二一日第三小法廷判決・裁判集刑事二六二号四二一頁における補足意見と同一であるから、ここにこれを引用する。

検察官 泉川健一 公判出席

平成八年一二月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	尾	崎	行	信
裁判官	園	部	逸	夫
裁判官	可	部	恒	雄
裁判官	大	野	正	男
裁判官	千	種	秀	夫